高医収
第 818 号
R7.7.9
高知県医師会

会 長	副 会 長		庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	課長代理	係 長	担 当	受 付
中澤	中澤				岡林

日医発第 598 号（医経）
令和 7 年 7 月 8 日

都道府県医師会
担当理事　殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事　宮川　政昭
（公印省略）

令和 7 年度生産性向上・職場環境整備等支援事業に関する Q&A（第 4 版）について

今般、厚生労働省より、「生産性向上・職場環境整備等支援事業に関する Q&A（第 4 版）」が発出され、本会に情報提供がございました。

今般の Q&A（第 4 版）では、特に、①既存の補助事業（例：電子処方箋の導入補助金）の対象外としている経費（例：ランニングコスト）に本事業の給付金を充てる場合は本事業の対象期間内の経費に充てること（Q14）、②紹介予定派遣の紹介手数料に充てることはできないこと（Q31）、③更なる賃上げに給付金を充てる場合、ベースアップ評価料と同様に給付額の 83.5%を「更なる賃上げ分」、残り 16.5%を「法定福利費分」として充てることも可能であること（Q37）等が示されています（別添資料の下線部分が該当）。

本 Q&A（第 4 版）につきましては、貴会におかれましてもご了知をいただくとともに、貴会会員医療機関へ、周知のご協力をお願い申し上げます。

事業の詳細や申請方法については都道府県からの案内をご確認ください。

以　上

【添付資料】

・生産性向上・職場環境整備等支援事業に関する Q&A（第 4 版）（令和 7 年 7 月 7 日）

生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するＱ＆Ａ（第４版）

令和７年３月 14 日
令和７年３月 26 日
令和７年５月 14 日
令和７年７月７日
下線部分追記・修正

〇：都道府県向け、●：申請者向け

＜全体＞

１　本事業の目的や性質について教えてください。（〇）

（答）

〇　本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、給付金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的としています。

〇　給付金の対象となる取組は

「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」

「タスクシフト／シェアによる業務効率化」

「給付金を活用した更なる賃上げ」

のいずれか（複数可）となり、当該取組を行う「令和７年３月 31 日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション」（以下「対象施設」といいます。）に対して都道府県が給付金を支給する事業となります。

２　国の交付決定前に実施した取組であっても、給付対象になるのでしょうか。（〇）

（答）

〇　実施要綱に基づいた事業であれば、令和６年４月１日以降に実施した取組は補助対象として扱っていただき差し支えありません。

３　交付手続きの流れはどのようになりますか。（〇）

（答）

〇　令和７年度予算に繰越を行った上で、以下の流れを予定しております。なお、振込は開設者（法人等）に行われることを想定しています。

準備が整い次第　　都道府県において、対象施設に申請案内（Ｗｅｂ等）
　　順次事業化・申請開始
順次　　都道府県から国に交付申請（※）、国は交付決定

（※）国から試算額をお知らせした後、可能な限り速やかに交付申請を行って頂き、交付決定については、予算措置がある都道府県から順次行う。

４　いつからいつまでの経費が対象になるのでしょうか。（〇、●）

（答）

〇　本事業は令和７年度に繰越を行う予定ですが、令和７年度事業として実施する場合は、令和６年４月１日時点において人材確保が喫緊の課題となっており更なる処遇改善が必要な状況にあることを踏まえ、対象期間は令和６～７年度の取組（R6.4.1～R8.3.31）を対象とします。

〇　なお、申請日以降に生じることが見込まれる経費も合わせて、概算で交付することも可能です。喫緊の課題に対応するための支援という本事業の性質を踏まえ、可能な限り概算払いを御検討いただくようお願い致します。

〇　ただし、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

５　事業の支給額の基準額を変更することはできるのでしょうか。（〇）

（答）

〇　全国の対象施設に一律の支援を行うことで業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする本事業の性質を踏まえれば、都道府県ごとに支給額の基準額が異なることは想定しておらず、実施要綱等に規定する基準額（許可病床数×４万円、１施設×18 万円）に基づいて事業を実施してください。

６　令和７年度事業として事業を実施した場合、本事業の支給対象となるためのベースアップ評価料の届出期限は延長されますか。（●）

（答）

〇　令和７年度事業として実施する場合でも、本事業の支給対象となるためには令和７年３月 31 日までに届出を行っていただきますようお願いします。

７　対象施設が申請時等に提出する書類を教えてください。（●）

（答）

〇　対象施設が都道府県に申請する際は、別紙様式１「生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書」（申請額の総額、対象施設であることの申出、給付金の支給対象となる取組に要する申請額を記載するもの）の提出を求めることとなります。

〇　また、都道府県が対象施設に給付金を支給する事業であることから、給付金（精算額）支給時が本事業終了時となり、対象施設において給付金を活用した支出額の総額が給付金の対象となる取組に要した費用の総額と一致していることを確認するとともに、各取組に要した費用から政策効果を把握する必要があることから、本事業終了後の実績報告時には別紙様式２「生産性向上・職場環境整備等支援事業実績報告書」（別紙様式１を実績報告形式としたもの）の提出を求めることとなります。

〇　具体的な様式は「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」に規定する別紙様式１、別紙様式２を御参照ください。

（※）別紙様式１、別紙様式２の体裁は、申請先の都道府県によって異なる場合がありますので、申請先の都道府県から示される様式に沿って御提出ください。

８　医療機関から都道府県に支給申請書兼口座振込依頼書を提出する際、法人から、当該法人が運営する複数の施設を取りまとめて申請することは可能でしょうか。（●）

○　支給申請書兼口座振込依頼書については、法人が同一都道府県内で運営している施設の別紙様式１や別紙様式２を添付の上、法人から同一都道府県に対してまとめて申請することは可能ですが、法人に振り込まれた支給額が各施設の申請額と齟齬を来さないよう配分することを誓約する等の措置を講じてください。

○　なお、法人が運営している施設が複数の都道府県に所在している場合は、都道府県ごとに上記の対応を行って頂くようお願いいたします。

（例：Ａ法人がＢ県で５施設・Ｃ県で４施設を運営している場合は、Ａ法人名でＢ県に対して５施設分の申請・Ａ法人名でＣ県に対して４施設分の申請を行うことが可能です。）

（※）支給申請書兼口座振込依頼書の体裁は、申請先の都道府県によって異なる場合がありますので、申請先の都道府県から示される様式に沿って御提出ください。

９　消費税の仕入控除税額の返還等の処理は必要でしょうか。
　設備の導入等の消費税が課税されるものについては、給付金交付の時点で消費税額を除外して給付決定してよいですか。（○）

（答）

○　原則、消費税の仕入控除税額の返還は行っていただきますようお願いします。ただし、都道府県の判断で、消費税額を除外して金額を決定することを妨げるものではありません。

10　機器の購入や処遇改善を行ったことを証明する書類（領収書等）について、申請時や実績報告時に添付させる必要はありますでしょうか。（○）

（答）

○　執行事務の簡素化を図る観点から、国としては申請時や実績報告時の証拠書類の添付は不要と考えています。また、実績報告は対象施設において給付金を活用した支出額の総額が給付金の対象となる取組に要した費用の総額と一致していることを確認するとともに、各取組に要した費用から政策効果を把握するものであることからも証拠書類の添付は不要と考えています。

○　なお、領収書や賃金台帳等の帳簿等の証拠書類については、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間は対象施設側で保管させるようにしてください。

11　本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。（〇、●）

（答）

〇　申請日時点における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の許可病床数の合計となります。

12　給付金を「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」や「給付金を活用した更なる賃上げ」に充てたことをどのように確認すればよいですか。（〇）

（答）

〇　早期に医療機関の経営を支援する必要があるため、執行事務の簡素化を図る観点から簡潔な申請手続きをお願いしており、申請額について個別にご確認いただくことは想定していません。なお、会計検査院や出納当局から必要に応じて証拠書類の提出が求められれば、対象施設にはいつでも提出できるよう保管を求めてください。

13　本事業以外にも、生産性向上に活用できる税制優遇措置などの支援制度はありますでしょうか。（●）

（答）

〇　医療機関が、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）の助言の下に作成した「医師等勤務時間短縮計画」に基づき、労働時間の短縮による勤務環境の改善のために取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30 万円以上）のものについて、特別償却額として取得価格（※）の 15%を、機器導入初年度の所得税または法人税の課税額を計算する際の必要経費に算入することができます（医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度）。

〇　本税制の活用には「医師等勤務時間短縮計画」の作成が必要になりますが、勤改センターに配置されたアドバイザーが計画作成の助言等を行うことが可能であるため、本税制の詳細等については、各都道府県の勤改センターにお問い合わせください。

※　補助金等を活用して取得したものである場合には、購入金額から補助金分を差し引いた部分が本税制の対象になります。

※　制度概要　https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001485288.pdf

14　地域医療総合確保基金の事業区分Ⅵ（勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業）等の既存の補助事業により ICT 機器の導入費用の補助等を受けている医療機関も給付対象となりますでしょうか。（●）

（答）

○　既存の補助事業による補助を受けている医療機関においても、本事業による給付を受けることは可能です。

○　ただし、既存の補助事業により導入した ICT 機器等の導入経費に給付金を充当することはできませんので、新たに業務効率化に資する機器の導入を行って下さい。

○　なお、既存の補助事業（例：導入経費を補助する事業）の対象外としている経費（例：ランニングコスト）に本事業を充てることは可能ですが、その場合は本事業の対象期間内の経費に充ててください。

15　実績報告時点において、申請時点から許可病床を削減していることが確認できた場合は、給付額を調整する必要がありますでしょうか。（○）

（答）

○ 不要です。

16　例えば、「ICT 機器等の導入による業務効率化」に使用することとして 18 万円を申請して概算で交付を受けた場合、実際には 15 万円を使用し、残額の３万円を「給付金を活用した更なる賃上げ」（例：一時金）に充てた場合は改めて申請する必要があるのでしょうか。それとも、実績報告時に「ICT 機器等の導入による業務効率化」として 15 万円を使用したことと、「給付金を活用した更なる賃上げ」として３万円を使用したことをそれぞれ報告することで足りるでしょうか。（●）

（答）

○　国としては、実績報告時に報告いただくことで足りると考えています。

17　国通知（・医療施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議等について（◆平成 09 年 04 月 30 日健政発第 427 号））では都道府県における国庫補助協議対象施設の選定は合議制で行う旨の記載がありますが、本事業は本通知の対象となるのでしょうか。（○）

（答）

○　本通知（※）は施設整備事業に限った通知となるため、医療施設等経営強化緊急支援事業における給付金を支給する事業（本事業含む。）は対象となりません。

（※）https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6452&dataType=1&pageNo=1

18　別紙様式１（申請書）と別紙様式２（実績報告書）を同時に提出することはできるのでしょうか。（〇）

（答）

〇　申請時点ですでに支出が終わっている対象施設から別紙様式１と別紙様式２を同時に提出させることは差し支えないと考えています。

＜ベースアップ評価料関係＞

19　対象となるベースアップ評価料を教えてください。（〇、●）

（答）

〇　以下のいずれかのベースアップ評価料を届け出ている施設が対象になります。

（病院・有床診療所）
0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
0102 入院ベースアップ評価料（医科）
P102 入院ベースアップ評価料（歯科）
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

（無床診療所・訪問看護ステーション）
0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

20　ベースアップ評価料が届け出られていることをどのように確認すればよいのでしょうか。（〇）

（答）

〇　対象施設から提出される別紙様式１を確認してください。

21　ベースアップ評価料の届出はいつまでに行えばよいのでしょうか。（●）

（答）

〇　令和７年３月 31 日時点でベースアップ評価料を届け出ているか都道府県において確認するため、当該日までに届出を行ってください。

〇　「届出」とは厚生局に書類が到達した日を指し、令和７年３月 31 日までに届出を行い、令和７年４月１日以降、書類の不備があって返戻された場合や、審査支払機関から返戻された場合でも、最終的に受理されれば届出日に届け出たものと見なします。

22　ベースアップ評価料については本事業終了時点においても算定を行っている必要はないでしょうか。（●）

（答）

○　算定を支給要件とはしませんが、職員の処遇改善につなげることを目的としている事業趣旨に鑑み、可能な限り算定を行っていただくようお願いします。

23　ベースアップ評価料について、診療報酬については、令和７年４月１日までに届出を行えば同年４月から算定可能となりますが、本事業については、同年３月 31 日までに届出をする必要があるのでしょうか。（●）

（答）

○　令和７年３月 31 日時点でベースアップ評価料を届け出ていただく必要があるため、当該日までに届出を行ってください。

＜ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化関係＞

24　給付金の支給対象となる取組のうち、「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか。（●）

（答）

○　導入により施設内の業務効率化に資する ICT 機器等が給付の対象となります。

○　例えば、タブレット端末、離床センサー、インカム、ＷＥＢ会議設備、床ふきロボット、監視カメラなどの機器が想定されますが、これらの機器以外にも、施設内の業務効率化に資するもの（例：マイナンバーカードのカードリーダー、業務効率化に資する医療機器やロボット等）であれば幅広く対象となり得ます。

○　また、ＩＣＴ機器以外の機器、あるいはソフトウェアなどについても、導入により施設内の業務効率化に資することが認められるものであれば給付の対象となり得ます。

25　「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」について、ICT 機器等の導入に附随して導入が必要な設備（Wi-Fi、ルーターなど）や、サービスの導入に伴い発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども給付対象となりますか。（●）

（答）

○　本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、給付金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的としています。

○　こうした目的に合致するものは、導入により施設内の業務効率化に資することが認められる機器等に要する費用そのものにとどまらず、当該機器の導入に附随して必要な費用などについて、幅広く対象となり、例示された経費も対象となり得ます。

○　ただし、事業目的に明らかに合致しない経費や、事業の対象期間外に生じる利用料などについては対象になりません。

※ 例えば、機器の導入に伴い必要となる利用料の契約期間が、事業の対象期間外にまたがっている場合には、対象期間分の金額に按分するなどして適切に算出下さい。

26　「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」について、ICT 機器等をリース契約で導入する場合も対象になりますでしょうか。（●）

（答）

○　事業の対象期間内に生じる金額については対象になり得ます。

27　令和６年度より前に既に導入したＩＣＴ機器等の毎月の利用料（ランニングコスト）やシステムの更新費用も対象になりますでしょうか。（●）

（答）

○　新たに導入する ICT 機器等を想定しているため、既存の機器のランニングコストや、システムの更新費用は対象とはなりません。ただし、既存のシステムに新たに業務効率化に資する機能を追加するなどの機能改修を行う場合の費用については対象となり得ます。

28　給付の対象となる経費について機器１台の購入価格に上限はありますか。（●）

（答）

○　給付の対象となる機器・備品１台の購入価格に上限は定めていません。

※ 対象医療機関等の区分ごとの給付の上限額は決まっています。

29　「ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化」の取組を検討していますが、機器の導入費用が支給額（基準額）に満たない場合は、どうすればいいでしょうか。（●）

（答）

○　実際の費用が支給額（基準額）を下回る場合はその差額を返還することとなりますが、事業の目的を踏まえ、「給付金を活用した更なる賃上げ」による職員への一時金の支給などにより、支給額（基準額）以上の取組となるようご検討ください。

30　ICT 機器等の導入を行った場合、いつまでに支払・納品を行っている必要がありますか。（●）

（答）

○　概算で医療機関に交付している場合は、出納整理期間中までに医療機関において支払を終えていれば問題ありませんが、納品は補助対象期間内に終えている必要があります。

＜タスクシフト／シェアによる業務効率化関係＞

31　給付金の支給対象となる取組のうち、「医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェアによる業務効率化」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか。（●）

（答）

○　既に雇用している医師や看護師等の職員の負担軽減のために、新たに医師事務作業補助者や看護補助者などの職員を雇用する際の人件費が対象となります。

○　また、従前から勤務している職員が、

・新たに医師や看護師等の職員の負担軽減に資する業務に配置された場合の人件費
・非常勤職員から常勤職員に雇用形態が変更となり、実質的に新たに職員を配置する場合と同等程度の業務効率化が図られる場合の人件費

のほか、

・人材派遣・業務委託の経費（これにより新たに人員を配置してタスクシフト／シェアを行う場合の経費）

も対象となり得ますが紹介予定派遣の紹介手数料は対象となりません。

＜給付金を活用した更なる賃上げ関係＞

32　給付金の支給対象となる取組のうち、「給付金を活用した更なる賃上げ」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか。ベースアップ評価料による賃上げは給付金を活用した更なる賃上げと見なせるのでしょうか。（●）

（答）

○　本事業はベースアップ評価料を届け出ている医療機関等が、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を行えるよう支援するものであるため、ベースアップ評価料による賃上げを「給付金を活用した更なる賃上げ」とは見なせません。

○　そのため、本給付金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員について、ベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組が対象となりますが、医療機関の持ち出しによって、ベースアップ評価料による収入以上にベースアップ分として支出している部分に対して充当することは可能です。

○　単に職員の人件費の基本給部分や定期昇給部分に充当し、上記のベースアップ・手当・一時金などの形で還元されない場合は、給付対象外です。

33　ベースアップ評価料創設前の令和６年４月にベースアップを実施している場合、令和６年４月及び５月のベースアップ分（基本給等の増加分）およびベースアップに伴う法定福利費等の事業主負担の増加分は「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか。（●）

（答）

○　Q35 の回答に掲げる職種にかかる増加分であれば対象になり得ます。

34　公立病院は人事院勧告に準じて給与を増額している場合があります。この場合、ベースアップ評価料にかかる収入を超える部分であれば、対象経費として考えてよいでしょうか。（○、●）

（答）

○　公立病院や地方独立行政法人が人事院勧告に準じて給与を増額している場合、当該増額部分のうち、地方交付税を充てていることが明確に判別できる部分に本給付金を充当することはできません。

35　「給付金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の定めはあるのでしょうか。（●）

（答）

○　薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。ただし、40 歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。）に充てることができます。

36　令和５年度にすでに賃上げをし、そのまま維持している場合、令和６年度も賃上げをしている、という判断をしてよいでしょうか。（●）

（答）

○　令和５年度の取組は対象となりません。

37　法定福利費等の事業主負担の増加分は、「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか。また、ベースアップ評価料の取り扱い時と同様に事業主負担分を一律に 16.5%として扱ってもよいでしょうか。（●）

（答）

○　単なる法定福利費等の増額分の支払は、対象となる取組には含まれませんが、ベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分に充てることは可能です。

○　また、給付額の 83.5%を「更なる賃上げ分」として充てつつ、残り 16.5%を当該賃上げ分に附随する法定福利費として充てることは差し支えありません。

38　訪問看護 ST として「みなし指定」を受けた病院・診療所は支援の対象になるのでしょうか。（●）

（答）

○　「みなし指定」を受けて「訪問看護ＳＴ」のコードが交付され、「病院・診療所」と「訪問看護ＳＴ」のそれぞれで、令和７年３月 31 日時点でベースアップ評価料を届け出ていれば、両方で申請することが可能です。

39　訪問看護 ST のサテライト施設は支援の対象になるのでしょうか。（●）

（答）

○　なりません。

40　例えば、３月 31 日までにベースアップ評価料を届け出ている対象施設の開設者が個人でしたが４月１日以降に開設者が法人に変更となる場合等、３月 31 日までにベースアップ評価料を届け出ていた対象施設の開設者が４月１以降に変更となった場合、支援の対象になるのでしょうか。（●）

（答）

○　例示の場合は実質的には同じ対象施設となるため、対象になり得ます。

○　また、３月 31 日までにベースアップ評価料を届け出ていた対象施設が事業譲渡等によって４月１日以降開設者が変更となった場合も、地域で果たしている役割や機能が実質的に同じと都道府県において判断できるのであれば、対象になり得ます。